

**季節労働者向け
出張窓口のご案内**

通年雇用化を目指す季節労働者の方々に当協議会の各事業の説明と参加登録の受付をします！

○日時

11月12日(日) 10時～16時

○会場

ふれあいセンターびらとり
(沙流郡平取町本町35-1)
1階 小会議室

○参加料 無料

○予約 不要

○持ち物

●季節雇用を証明する書類

- ・雇用されている方
雇用保険資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証
 - ・離職中の方
雇用保険特例受給資格者証及び雇用保険被保険者離職票(1・2)
- ※平成28年4月1日以降に離職した方に限る

●身分証明書

- ・運転免許証・健康保険証・住民票のうち、いずれか1点

●認印(シャチハタなどのインク浸透印は不可)

▼お問い合わせ先

東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会
0144-134-15521

**11月は労働保険適用
促進強化期間です**

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられております。

厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

▼お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課
011-1709-12311
・苫小牧労働基準監督署
0144-133-17396
・ハローワーク苫小牧
0144-132-15221

電気メーターの有効期限にご注意ください

電気の子メーターの有効期限は切れていませんか

貸しビルやアパートなどに設置している証明用電気計器(子メーター)は計量法で定める検定の有効期間内のものではないと使用できません。

使用できる期限は、計器に添付している「検定ラベル」や「検定票」に表示してありますのでご確認ください。

▼お問い合わせ先

・日本電気計器検定所
北海道支社
011-1668-12437
・北海道経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課
011-1709-11755

**おうちに未登録の
象牙ありませんか？**

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。

所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。

未登録の象牙をお持ちの方は左記までご連絡ください。

(全形を保持した象牙のみが対象。印鑑やアクセサリーなど象牙製品は登録対象外です。)

なお、所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。

また、象牙以外の国際希少野生動物植物種の登録も受け付けています。

▼お問い合わせ先

象牙在庫把握キャンペーン事務局
03-6659-4660
(土日祝日を除く10時～17時)

**人権擁護委員の
委嘱について**

平成29年10月1日付けで、法務大臣から門別地区の廣瀬芳子氏(再任)、同じく鈴木伸子氏(新規)の2名の方が人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、法務局と連携し、人権についての困りごと、心配ごとなどの相談を受けたり、人権の大切さについて理解を深めてもらうための啓発活動を行っています。

人権問題等でお悩みの方は相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

日高町では今回委嘱された方以外に3名の人権擁護委員が委嘱されております。

〈日高地区〉

今 秀記
本間 達

〈門別地区〉

庄野 均

▼お問い合わせ先

札幌法務局日高支局
0146-142-0415

**行政相談委員の
委嘱について**

平成29年10月1日付けで、
総務大臣から日高地区の山田
喜代一氏が行政相談委員に委
嘱されました。

行政相談委員は、役所と皆
様のパイプ役です。

皆様から国の役所の業務に
ついての苦情、要望、意見を
お聞きして改善を図ります。
相談は無料で秘密は守られ
ます。

お気軽に行政相談委員にご
相談ください。

日高地区行政相談委員

山田 喜代一

(日高町新町1丁目409番
地の6)

**初冬期の降雪や
積雪に注意**

これから本格的な降雪の季
節に入ります。

天気予報で「曇り時々雨か
雪」など、徐々に雪の言葉が
入りだします。

11月でも年によっては、発
達した低気圧の通過後、強い

冬型の気圧配置となり、内陸
や山沿いでは大雪になること
もあります。

気象台で発表する大雪注意
報は、地域により違いがあり
ますが、胆振・日高地方では
12時間で20〜30cm、大雪警報
は12時間で40〜50cmを予想す
る場合に発表します。

また、初冬や晩冬期におい
て、時節的に雪が顕著に見込
まれる場合には、注意報の予
想まで達しない場合でも「雪
に関する気象情報」を発表し
交通障害等の注意を呼びかけ
る場合もあります。

初冬期においては、車を運
転する方々にとって、冬道に
慣れていない時期でもありま
す。

日や時間によって、路面状
況が大きく変化します。

少しの積雪や晴れていても
霜により日陰や夕方・夜間・
早朝は特に路面凍結する場合
があり、運転中に視認しにく
い「ブラックアイスバーン」
に変化することもあります。

大雪注意報や警報、また気
象情報が出ていない場合でも
天気予報で「雪」の言葉があ
る場合には、必要な準備をお

願います。

▼お問い合わせ先

室蘭地方気象台

014312214249

**女性の
人権
ホットライン**

全国一斉

「女性の人権ホットライン」

強化週間のお知らせ

平成29年11月13日(月)から
11月19日(日)までは、全国一
斉「女性の人権ホットライン
強化週間」です。

職場におけるセクシユア
ル・ハラスメント、夫やパー
トナーからの暴力など、女性
の人権に関する悩みことや心
配ごとについて、法務局職員
や人権擁護委員が電話相談時
間を延長して対応し、解決に
導きます。

相談は無料で秘密は厳守さ
れます。お気軽にご相談くだ
さい。

専用相談電話

057010701810

●相談時間は次のとおりです。

11月13日(月)〜17日(金)

午前8時30分〜午後7時

11月18日(土)・19日(日)

午前10時〜午後5時

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

11月の相談日・28日(火)

- 事前予約制 電話 014614218373
- 予約受付 平日の午前10時〜午後4時
- 相談時間 午後1時30分〜午後4時
- 相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム
日高町門別本町210番地の1

【新ひだか町での開催】

11月の相談日

1日(水)・6日(月)・8日(水)・13日(月)・15日(水)・20日(月)
22日(水)・27日(月)・29日(水)

- 事前予約制 電話 014614218373
- 予約受付 平日の午前10時〜午後4時
- 相談時間 午後1時〜午後3時
- 相談場所 ひだか弁護士相談センター
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

※相談時間が毎月変更となるため、「ご確認ください」。

11月の相談日・7日(火) 午後1時30分〜午後3時
28日(火) 午前10時30分〜午後0時

- 事前予約制 電話 014571212222
- (平取町役場まちづくり課広報広聴係)
- 予約受付 平日の午前9時〜午後5時
- 相談場所 ふれあいセンター1
平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ち
いただくか、ご相談をお受けできない場合があります。